

# 群馬県における緊急事態措置

1. 区域 群馬県全域

2. 期間 令和2年4年17日から令和2年5月6日

## 3. 実施内容

<県民> (4月17日から5月6日)

(1) 外出自粛の要請

◆新型インフルエンザ等特別措置法第45条第1項

<事業者等> (4月18日から5月6日)

(2) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請

◆特措法第24条第9項

# (1) 外出の自粛について

<県民に対して>

○ **新型インフルエンザ等特別措置法第45条第1項**に基づき、次のとおり要請します。

→医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないでください。

# (1) 外出の自粛について

## <県民に対して>

→都市部からの人の移動によりクラスターの発生など、感染拡大の傾向が見られることから、他の都道府県間をまたいだ移動を自粛してください。

→特に、ゴールデンウィーク期間における不要不急の帰省や旅行などの移動は、感染拡大やクラスターの発生リスクが高いため、自粛していただくようお願いします。

## (2) 施設の使用停止について

### <事業者等に対して>

- ① **新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項**に基づき、次のとおり要請します。  
→ 施設の使用停止及び催物の開催の停止
- ② **特措法**に規定する施設に該当しないものの、使用停止が望ましい施設についても、使用停止の協力をお願いします。
- ③ 社会生活を維持する上で必要な施設等の管理者に対しては、適切な防止対策を講じた上で事業の継続を要請します。

# ① 特措法による要請を行う施設

施設の種類	施設
遊興施設等	ナイトクラブ、バー、ダーツバー、カラオケボックス、ライブハウス など
大学・学習塾等	大学、専修学校、自動車教習所、学習塾 など ※ 床面積の合計が1,000㎡超の施設
文教施設	幼稚園、小・中学校、高等学校、高等専修学校、特別支援学校 など
運動・遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブ、パチンコ店、マーじゃん店、ゲームセンター など
劇場等	劇場、映画館、演芸場 など
集会・展示施設	集会場、博物館、美術館、図書館、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る) など ※ 床面積の合計が1,000㎡超の施設
商業施設	生活に必須なものを除く ※ 床面積の合計が1,000㎡超の施設

## ②特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	対象施設
大学・学習塾等	大学、専修学校、自動車教習所、学習塾 など ※ 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ただし、床面積の合計が100㎡以下については、営業を継続する場合に あっては、適切な感染防止対策を徹底
集会・展示施設	集会場、博物館、美術館、図書館、ホテル・旅館（集会の用に供する部分 に限る） など ※ 床面積の合計が1,000㎡以下の施設
商業施設	生活に必須なものを除く ※ 床面積の合計が1,000㎡以下の施設

# ③ 基本的に休止を要請しない施設

施設の種類	対象施設
医療施設等	病院、診療所、薬局 など
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所 など
生活必需物資販売施設	食料品売り場、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ガソリンスタンド など
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店 など
住宅・宿泊等	ホテル、旅館 など
交通機関等	バス、タクシー、電車 など
工場等	工場、作業場
金融機関・官公署等	銀行、ATM、保険代理店、官公署 など
その他	理髪店、美容院、銭湯(公衆浴場)、郵便局、結婚式場(貸衣装含む)、葬儀場・火葬場、ランドリー、クリーニング店 など

# 食事提供施設への要請内容

施設の種類	対象施設	要請内容
食事提供施設	飲食店	営業は朝 <b>5</b> 時～夜 <b>8</b> 時まで 酒類の提供は夜 <b>7</b> 時まで (宅配・テイクアウトは除く)
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店	
	タピオカ屋	
	居酒屋	
	屋形船	



# 適切な感染防止対策

## 発熱者等の施設への 入場防止

- ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
- ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限

## 3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止

- ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
- ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
- ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)

## 飛沫感染、接触感染の 防止

- ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- ・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- ・店舗・事務所内の定期的な消毒

## 移動時における感染の 防止

- ・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
- ・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
- ・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限